

第九回国
参議院大蔵委員会會議録
第四号

公聽會

昭和二十五年十一月二十九日(水曜日)
午後一時三十二分開会

本日の会議に付した事件

○所得稅法臨時特例法案(內閣送付)

○酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○砂糖消費税法の一部を改正する法律
案（内閣送付）

○揮発油税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○委員長（小串清一君）　これより大蔵
委員会の公聴会を開会いたします。

公述人のかたへは、本日特にお忙しいところをお出ましを願ひまして、誠に御苦勞さまでございます。本日御公述を願ひます案件は、所得税法臨時特例法案、酒税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案及び揮発油税法の一部を改正する法律案等についてでございますが、発言時間はお一人三十分以内ということに御了解を頂きたいと思ひます。そうしてその後十分以内において委員との間の質疑応答の時間に用ひたいと思ひます。どうかさよう御承知を願ひたいと思ひます。それでは最初に、経済団体連合会理事内山徳治君の御公述をお願いいたします。

○公達人(内山徳治君) 私経済団体連合会の理事の内山でございます。

前年度から引続きまして、減税の方向に向つておりますことにつきまして、現在国民の租税の負担が非常に重

過ぎるということは、これはもう改めて述べる必要のない事実でありますこの大体の考え方を申上げてみたいと思ふのであります。

とと、又補給金の廃止に伴う直接の歳出の減少も相当多額に上つておられる際でもあり、又統制の廃止等に伴ひまして行政費の縮減ということも可能になつておる現在でございますから当然のことではございますが、誠に喜ぶべきことだというように考えておる次第であります従ひまして只今この臨時国会提出されております四つの法案につきましても、そのうち酒税の方は税率を軽減するというものであつて歳入の減少にはならない。むしろ歳入は増加を見込まれておるようでございますが、いままゝでするので、経済界といたしましてはもう全面的に、原則的に賛成するものであります。ただ問題になりますのは、結局減税の程度がこの程度で妥当であるかどうかという問題と、それから減税の範囲をどういうふうにするかということと、更に詳しくは特に減税の方法について問題がないかどうかという点に主としてなつて来ると思うのであります。併しそれにつきましても今回頭提出されております法案に関する限り

先ず、減税の程度に関連した問題でございますが、これは勿論歳出の要求と、それから歳入の全体としての状況から割出される問題でございますので、現在與えられております結論に對して特に強ぐどうということとはございませうが、ただ、今伝えられておりますところで、二十六年度には、二十五年度の補正予算もそうでございますが、二十六年度にも引続きまして一般会計からの外為特別会計に對するインベントリー・フィナンスの繰入等の問題が引続いて行はれることにになつております。これに對しましては、経済界としては一応かねてからも、はやそういうやり方はやめてよろしいのではないかということを申しておりますので、この点に関する限りではその見解を持つております。それから將來の問題といたしましては、行政の整理、経費の縮減ということとは引續いて相當にその余地があると考えられっておりますので、引續いてこういう面から歳出の節減を図りまして減税を計つて頂きたい。

希望といひまして、非常に古い税金についての徴収については、一応税法に
 申上げるまでもなく租税につきま

があることでございますから、その法規を曲げてまでも手加減するということはできないことでございまして、ようけれども、前年度以前につきましては相当無理な重い課税になつておる点もございまして、余り無理にならないように、事務行政上特に注意をして頂きたい、こう思うのであります。なお、今年度或いは来年度の徴税につきましても、一面において減税ということの建前を通すために、余り徴税のほうに無理なことが起るということがあつてはならないということでございますので、只今のところ具体的にはつきりした事例というのではございませうが、注意して頂きたいということをお願いいたす次第であります。

それから次に減税の範圍でございしまするが、今度の補正予算におきましては、所得税の減額と、それから酒税、砂糖消費税、揮発油税というものが問題になつておるわけでございます。大體においてこの減税の順序は極めて妥當であると私どもも考えておりますが、ただここでやや根本問題になります一つ問題にしていいことではないかと思ひますことは、どうもシヤウブ勸告以来消費税というものに對する考え方が非常に何といひますか、消費税を減らす傾向が強く現われております。併し全体の租税の体系或いは徴税の状況等から勘案いたしますと、日本の実情といひましては消費税系統の税をもう少し重く見るほうが妥當なのではな

い。酒税でございまして、消費税とは全く性質が違ふのであります。それでありまして、大體釐済品に屬する部分に對する課税ということになると思ふのであります。消費税ということをもう少し重く考えて適當な消費税は残して行へる、或いは政策上も適當にこれを運用して行くことが必要なのじやないか、かういふふうな感じがいたしております。そういう根本問題から出発いたしますと、砂糖消費税、揮発油税というようなものについても考えようによつては若干の問題があるかも知れませんが、現在のところといひましては、我々もそういう根本的な方針を具體的に持つところまでは至つ

ておりませんので、揮発油税のほうは輸入関税との関係もあると存じますから、軽減するのは妥当であると存じます。又は砂糖につきましても、これら砂糖の販売が極めて自由であつて、相当浪費が起るというような状態であれば、消費税をかけるのがむしろ至当だと思ひますけれども、現在の状態においてはそういうことではないのでありますから、軽減を図るのは至当であると思ひます。その他物品税が今度の臨時国会には種々の関係で出なかつたようでございますが、これにつきましても軽減を図るべきものは当然であると存じます。併し消費税については、全体としてそういう根本問題を考へておるといふことを申し上げて置きたいと思ひます。

それから日本は国税に関する問題でございまして、租税の負担という面から考へますと、どうしても全体としてはやはり地方税を併せまして、中央地方を通じて租税の全体の体系から負担の状況というものを考へて行く必要がございまして、そういう意味において現在の地方税の状況を簡単に考へて見ますと、これは非常に問題が多いと思ひます。やや根本問題になりますけれども、恐らく来年度以後につきましても、地方税、或いは遡つては地方行政、或いは地方財政の全体に亘りまして相当考え直さなければならぬ問題があると私も存じておりますので、国税につきましても、その地方税をどうするかというところが一つの根本問題として関連をいたしておきまして、その関連の下に国税の軽減を如何なる方向で行なうて行くかといふことをきめなければならぬ関係にあると、こういうふうに思つております。それから次に大きな方向として、減税を図つて行きます場合に、どういふふうな方針でこれをやつて行くかといふことであるが、その場合にこの際是非一番重きを置いて考へなければならぬと思ひます。これは、資本の蓄積を奨励する方向において税制の改正を図る必要があるだろうといふことである。この点は非常に問題が大きいと思ひますので、あとでもう一度その内容を申し上げることにしたいと思います。尚その外物価政策との関係、或いは減税との関係、その他租税はただ単に歳入を確保するといふだけでなしに、当然これは万般の経済政策と関連を持たせて考へる必要があるわけでございます。只今の所得税の軽減にいたしまして、米価の引上げ等に深い関係を持つておるわけでございますが、そういう点を考へて進んで頂く必要があるわけでございます。大体論をいたしまして、私もは補給金の撤廃、これに基く当然或る程度の物価騰貴を予想しなければならぬが、そういう方向は基本的な方向としては当然行ななければならぬ点であり、いつかは補給金は全部廃止するのが本當でございまして、併しその順序については余程注意を要する必要がある。又世界的な経済情勢全体を眺めまして、余りそういう基本方針であるからといつて無理な補給金の撤廃にならないようにといふことを望んでおるわけでございますが、併し米につきましても、米との関係もあり、又国際価格との関係もございまして、漸次に国内の価格を引上げるような方向へ導くのは当然であります。

ら、それと関連をさせて所得税の軽減を図るといふことは、これは当然時期としても妥当な措置であるといふふうに考へておる次第であります。尚その他今後の税制の改正の問題につきましても、実は経済団体連合会といたしましては租税対策委員会がございまして、そのほうで今案を取りまとめることを準備中でございます。先般十五日から十七日に亘りまして日本租税研究協会の大会が開かれて、こゝで各方面からいろいろな報告が行われました。今後の具体的な施策の発展をせしむべき問題もこの中に相当含まれております。更に二十一日と二十二日に大阪でやはり大会を開きまして、これもいろいろな報告がございましたので、そういうものを整理いたしまして、国税と地方税とに分けて、一応経済団体連合会としてどういふ程度のことを要望するかといふことをまとめるつもりでございまして、それができましてならば、直ちに皆様に御連絡申し上げまして御意見を願ひ申し上げます。本日はまだまとめるところまで参つておりませんので、大体の問題の点だけを申し上げておる次第でございまして、それらの中で特に重要な問題は資本蓄積の奨励という観点から税の軽減を図つて頂きたいという問題でございまして、この点につきましては、先般ドッジさんに出しました意見の中にも極く簡単に触れたのでございしますが、今問題になつております点だけをちよつと簡単に申述べたいと存じます。

資本の蓄積と一口に申しまして、大きく分けますと、個人の貯蓄に関する問題と、それから企業の内部蓄積に関する問題と、こう二つになると思ふのであります。そのいづれにつきましても、資金の蓄積をもつと奨励して行くといふ点から税制上考へて頂きたい問題がなかつたといふのでございします。先ず個人の貯蓄の問題でございしますが、これにつきましても所得税を軽減するといふことがその一つの基本的な問題でございまして、ただ所得税を軽減いたしまして、それが全部貯蓄になるかどうかといふことには実は相当な問題があると存じます。所得税だけを考へますれば、全部が貯蓄になることは困難であらうといふことは当然考へられるのでございします。ただこれも全体の経済政策をいたしまして、その結果購買力が殖え、経済の復興が早められるといふふうなことになる参りますれば、むしろ所得税を軽減することによつて、貯蓄は所得税を軽減した以上に残ることが可能なんだという議論もできるわけでありまして、その意味においても所得税の軽減は極めて好ましいと思ひます。併し、その外貯蓄といふことと直接関連いたしておる問題といたしまして、銀行の預金の取扱ひに関する問題がございします。これにつきましても、すでに銀行協会の方から要望が出ておりますが、預金の利子に対する課税を源泉選択もできるよりにして貰いたい。これは私共も妥当な意見であり、是非実現を計りたいと存じておる一つの点でございします。

それから次に証券の譲渡所得税の問題でございしますが、これにつきましても、昨年以来名義書換の強制問題といふふうな形で非常に問題になつておりますが、どうもいろいろあれこれと考へて見ましても、結局証券の非常な短期間に行われます売買についてのその譲渡所得というものを完全に捉えて、これに課税するといふこと自体が非常に無理なんだと、こういうふうな結論を導くを得ないのであります。そこでこれにつきましても、多少論議上おかしところがありまして、又公平上多少不公平になると思われる点がありまして、むしろ証券の短期売買に関する譲渡所得については無理に捕捉するといふ考え方を止めてしまふほうがよろしいのではなからうかといふふうな考へております。この点につきましても、もう少し委員会等で研究いたしました上で結論を出したいと思つておりますが、大体まあ昨年以来私どもの方で研究して参りました結論といたしましては、そのように考へられるのであります。

それから次に個人の所得で、もう一つ大きな問題は、相続税の問題でございします。相続税につきましてもいろいろ問題がございしますが、なかなか最も顯著な例といたしまして、山林に対する相続税の問題が現在非常に困る事態を生じてあるといふことをいろいろな方面から訴えて参つておられます。これは是非一つの問題として取上げなければならぬと考へております。御承知のように日本には山林資源といふものが必ずしも豊富ではないのであります。朝鮮事変後、特に伐採がひどく行われておりますが、その後には植林をし、造林をするといふことを相當に努力して参りませんと、速からずして日本の山の大部分が荒山になつてしまふといふ危険が非常に大きいのであります。そこで個人の持ち山につ

これと考へて見ましても、結局証券の非常な短期間に行われます売買についてのその譲渡所得というものを完全に捉えて、これに課税するといふこと自体が非常に無理なんだと、こういうふうな結論を導くを得ないのであります。そこでこれにつきましても、多少論議上おかしところがありまして、又公平上多少不公平になると思われる点がありまして、むしろ証券の短期売買に関する譲渡所得については無理に捕捉するといふ考え方を止めてしまふほうがよろしいのではなからうかといふふうな考へております。この点につきましても、もう少し委員会等で研究いたしました上で結論を出したいと思つておりますが、大体まあ昨年以来私どもの方で研究して参りました結論といたしましては、そのように考へられるのであります。

れて、これを立派な林に育て上げて行
 こうということになりますと、少くとも五十年、六十年の歳月が必要なのであります。そういたしますと、その間に少くとも一回以上は必ず相続税の問題が起つて来ることを考えなければならぬわけであります。ところが現在の相続税によりますと、最高九〇%までは税に取られてしまふ可能性がある。そうしますと、今非常に骨を折つて植林をし、造林をいたしましても、それが実を結ぶ前に九割は国家に奉納しなければならぬ形になる。これでは本当に植林をし、造林をする気持がどうしても起らないのでございます。

次に、企業の内部蓄積をもう少し奨励するといふ問題についても相当問題があるといふ問題でございます。これもいろいろ順序もございまいし、全部が、一ぺんに実現する、させるということとは困難かも知れませんが、第一は、固定資産の耐用年数の改訂を行い、まあこれも必ずしも短くして償却を多くするだけでいいとは限らない場合があります。年数といふものは相当戦時及び戦後に改訂をして来ておりますけれども、十分に実情に合うところまで直つておりませんので、これを是非改訂する必要がありますといふ問題が一つございいます。

と思つております。尙山林につきましては、会社等が持つておる山につきましても、五十年、六十年後に実を結ぶ植林、造林計画を本當に行うということ、会社の經理に非常な余裕がある場合にはできまするけれども、普通の場合にはなかく、そういうことは行われにくいのでありまして、いろ／＼の方法で植林の奨励策を講じなければならぬと思ひますが、そういういろいろ

見通しが非常に不明瞭でありましたために若干控へ目にしたところが非常に多い。それから第三には、大企業の方には十分認識が徹底しておつたのでありますが、中小企業の方面におきましては、あのむづかしい資産再評価法というものに対する理解がなかく、容易でなかつた。殊に再評価法が国会を通過したのは三月の末で、そうしてそれに基いて再評価の申告をする最終の締切期限が八月末であつた。大企業については若干特例がございます。一般には八月末が最終締切りであつた。それまでの間にどういふ再評価をするかという非常にむづかしいもの

従つて減価償却が多くできるということもございますので、その外固定資産の課税標準などを決める場合も再評価がちゃんとしてあります、非常に都合がいいのであります、殊に再評価では、再評価が足りないので、固定資産の課税標準の決め方に非常に苦勞しておるといふ状況なのでございますから、これは二、三年後においていふゆつくりしたことを言つておらないで、来年の春か夏くらいまでにやつてしまつて貰いたいといふふうに現在のところ私どもは考えておるのであります。

かあつたことは十分考慮されるのでありますけれども、このことは事実でございませうから、そこでもう一度この再評価をやり直して頂きたい。もう一度やり直すといたしますれば、この認識は相当時間が経つておりますから、相当徹底しております。若干の期間を置いてやれば必ずできると思ひます。それから朝鮮動乱以後ほとんど情勢も變つておりますから、その面からもう少

たしましては、どうしても必ず必要なもののでありますからして、積立が十分に行われ、その用途も十分に規制すると同時に、税法上もこういうものは課税しない、その積立金に對しては一応課税を免除するというような、免除と申しますか、くずすときには結局同じことになりますので、延ばすだけのことでありますが、そういうふうな制度もやはり考えていいのではないかと。

それから又朝鮮動亂以後特に物価の変動が相当強うございまして、國際的な商品などは相当値上りのものもございしますが、これも將來いつ下落するかわかりません。

ときには、棚卸資産評価益という相当多額の評価益が出るわけでございますが、これをその期の利益として課税をしようとするという現在の建前をやめまして、そうしてやはり何らかの形でこれも物価変動の調整の準備金といったような形のものを作りまして、そういうものによって調整して参る、物価が下落したときにはそれで損失をカバーすることができ

るような制度、これも相当いろいろな方面から希望がございます。商品だけではないに証券につきましてもこういう意味の準備金の必要を保険会社その他では非常に強く感ぜられております。こういうものも是非考えて行かなければならない一つの問題だと思います。それから貸倒準備金というものが今度できまして実施いたされておりますが、これにつきましても、実施の経験その他に鑑みまして改正を要する点がいろ／＼あるようであります。

その他いろいろ問題がございますが、やや具体的に拾いますと、以上の

ような工台にいたしまして企業利益の平準化を一面において図りますと同時に、そういうような意味合で内部保留をいたしましたときには、一応課税対象外に置くというふうな考え方をできるだけ広くとつて頂きたいと考えるのであります。

うことは現在の日本では極めて重要な
すべての力をそこに集中するという
と、少し大袈裟でございまするけれど
も、それくらいに考えてもいい問題で
はないかと思われましますので、税法の

上におきましても、この観点から相当
思い切つた政策をとつて頂きたいとい
うようなことが現在経済界としての一
つの大きな要望点になっております。

大体以上簡單で、そのために相當抽象的になつたところもございましたが、私の陳述を終りまして尙御質問等頂きますれば、お答えできるところはお答えいたしたいと存じます。

○委員長（小寺清一君） 内山公述人に
對する御質疑はありませんか。

○油井賢太郎君 内山さんにちよつと
 こういうことを研究なすつているかど
 うか、お聞きしたいのですが、さつき
 の貸倒準備金ですね、それを課税外と
 するというようなことと、それからま

う例はありませんか。

になつておる。だから反對からいへば欠損しているにもかかわらず税金を取られる。こういうことが多くいんですね。それをあなたの方のほうの研究ではどんな程度なんでしょうか。

○公述人(内山徳治君) 大体おつしやるような意味の難点が非常に従来ございまして、それでそういう意味で貸倒準備金を是非置いて貰いたいということ

とを、これはシャウブさんが昨年参りましたときに産業界からも相当要望いたしました。それから金融界のほうは、勿論これは重大な問題でございますから強く要望いたしました結果、現

在の貸倒準備金制度が認められておつたのですが、勧告の貸倒準備金の制度は丁度只今お話の、これはもう大体取れないことの方がむしろ確実だという状態になつた債権に対する貸倒引当金というような意味、そういう意味のものにはまだなつておらないのであります。

す。御承知と思いますが、そういうふうなものになつておらないで、むしろ貸出の総額を一つは基準にし、それと利益の何％というふうなものを基準にして準備金が年々積立てられて行く制度になつておる。それは長期も短期も一緒くたにしてやつておるわけです。

いか、それから実際の経理の上から申しますと、今お話のように非常に不確

突になつた債権というものを或る程度區別して、それに対する準備金を考えるというような考え方も非常に必要ではないかと思ふのでありますが、いろいろこれについては、私今実は余り詳しいことは頭に持つておらないんですけれども、この間の租税研究協会の大会でも、これは千代田銀行の人が相当

詳しい研究を報告されまして、いろいろ問題があるようでございます。

○委員長（小串清一君） 別段ありません。

んか。……それではどうも……。

では次に日本中小企業連閣常務理事

の稻川宮雄さんをお願いします。

○公述人（稻川宮雄君） 日本中小企業連盟の稻川でございます。今般の補正予算に伴う税制改正に關しまして、中小企業の立場から意見並びに希望を申述べたいと存じます。

問題になつております今般の税法中、揮発油税及び砂糖消費税につきましては、その税率が引下げられてしま

価格がそれだけ低下するという点で、大いに賛意を表するといふ以外に特に申上げるべき意見を持つておりませんので、この点につきましてはそれだけに止めたいと存じます。

そこで第一に、所得税の關係でございしますが、そのうちで基礎控除が従来

の年二万五千円から三万円に引上げるという案は結構でございますが、中小企業の立場から考えますと、なをこれでは低きに過ぎるのではないかとというように考えておるわけでございます。将来更に控除額を増額して頂きたいということが中小企業界の希望でございます。又私どもの連盟におい

てもそういふ決議案を持つてゐるわけ
でございます。戦前、昭和初期におき
ましての基礎控除は、たしか年千二百
円であつたと記憶いたしております
が、当時の対米為替は一ドルが二円で
ございました、現在のドル三百六十
円に換算いたしますと、当時の控除
は二十一万六千円に相当している。又
物価が当時に比較いたしましたして仮に二
百倍に上つてゐるといたしますと、

つたようなもの、或いは中には殆んど資本らしい資本を持たないでんびん棒一本を資本にいたしまして、朝早くから夜遅くまで勤勞によつて所得を得ておるといふものが相当にあるわけでございますが、それが中小企業であ

つてみましても、農林、畜産業につきましてはこれが除外されておる。都道府県の地方税というものは殆んど商工業者の課税からその収入がなつておるものというところが現状でございますが、同じ産業でありまして、特に商工業

それから次に所得税の關係につきま
して、只今もそれに関連するお話がご
ざいました。税の徴収が権利の発生
主義になつておりまして、未だその回

面におきましては非常に不成熟であるといわざるを得ないのであります。中が、これは帳簿組織が複雑である。中小企業にとりましては非常に負担が重いということから来る結果が多いと思ひますので、できるだけ簡便な帳簿

体の税收入といったようにしては決して減
るものではないというふうに考えます
るし、又そういうふうになつて参ります
するならば、税務当局の経費も非常に
節減されるのではないかというふうに

それから次は物品税の關係でございますが、今般この物品税は御提案になりますのかどうか、つまびらかにいたしません。大体物品税は従来から業界におきましては、いわゆる悪税といひまして非常にその全廃を希望いたして参つたのであります。間接税でありまして大業課税になるといふようなことであるとか、或いは転嫁し得る性質のものでありますけれども、結局中小企業がそれを負つて行かなければならないとか、或いは派生的な問題といたしまして、正直者が馬鹿をみるというやうな結果を生ずるといふやうな点におきまして、その全廃を希望して来たのであります。併しながら直ちにそれが全廃できないといたしましても、当分それが全廃が不可能でありますならば、これを漸次軽減し、將來は徹底に導かれるようにお願いをしたいのでございます。先ず税率の引下げ、最高少くとも三割程度の税率にして頂きたいといふことでございます。それ

なをそういつた觀念がございまして例えは化粧品のごときにつきまして、戦時中ならばそういうものを用いるのはいわゆる不急不需用であらうと思ひますけれども、今日の場合化粧品を使わないということは考へることができないような段階になつておりますので、そういう点につきまして整理を行ふ必要があるのではないかと、いうやうなことを考へております。

それから物品税の納期の問題であります。最初は庫出後一カ月目に納めたのでありますが、改正になりまして二月目に納めると、こういうことになつたのであります。併しながら庫出をいたしまして代金が回收されるまでには少くとも三カ月の期間を要しますので、物品税の納期は庫出後三カ月ということに改正をお願いしたいのであります。又その納税につきまして、従来の酒税にありましたやうに、或いは今度の改正における揮発油税、砂糖消費税にありますやうに、国債が

以上今回の改正案につきましての極めて大まかな考えでございますが、申上げる次第でございます。

○委員長(小串清二君) 御質問でございますんか。

○松永義雄君 ちよつと外のことですけれども、合理化資金というものの融通が行われておるようですが、その成績はどうですか。

○公述人(稻川宮雄君) 見返資金によるものでございますね。見返資金によりまして中小企業に対して従来月平均一億、今度三億まで増額され、更に又最近多くなるようでございますが、この設備の補修、改良に対する資金として市中銀行との協調融資で出ておりますが、これは非常に結構だと思つてますが、なお金額が私ども少いと思つておりますのと、あれが法人を原則としておりまして、個人に及んでいないといふような点でなお改正して頂きたいと思ふ点があるのでございます。

○清澤俊彦君 今税率を莫中から徹底

ら来ました高戸であります。こちらの事務当局の方からは、高野総主事に是非出席されたいということでございますが、丁度年度大会を明日に控えていますので、私が代つて参りましたような次第でございます。

そこで高野総主事にこちらに何かお伝えすることがあるかと申しましたところ、別に何も無いということでございましたので、そこで私組織の中においで決定したことをお話するのが妥当だと思つてございますが、これについては三月頃に經同盟の中央委員会で税制改革について一定の方針を決定しております。ところがこれはこの前の春のこの委員会で清水調査部長が参りましたのでに申上げておりますからして、重複して申上げる必要はないと思つたのでございます。

今年の地方税については大変やかましく論議されました、經同盟としても

全国各地で以て始終軽減運動を行いま
して、相当の効果を挙げております。
国税については機関として正式にこれ
を取上げておりませんで、三月の改正
以外には今のところないわけござい
ます。それでその後三月以降の推移が
ありましたものですから、その変更につ
いて多少申し上げてみたいと思いま
す。

先ず第一に、所得税の基礎控除につ
いて申し上げます。昨日の読売新聞を御
覧になつた方は御存じかと思いま
すが、一面に最低賃金制の方向という
のが載つております。その中に最低賃
金に關して労働省或いは総同盟、炭鉱
の場合のそれ／＼の考え方が載つてお
ります。総同盟としての最低賃金の考
え方は実態生計費によりまして、理論
生計費でなく東京の飲食物費によつ
て国民の一般的生活水準を労働
者に保障するという建前で作つてお
ります。これによつて東京都で計算し
ますと、十八歳乃至二十三歳の單身者
の生計費は飲食物費が二千六百六十
円、被服費が七百六十九円、光熱費が二
百七十一円、住居費が三百四十五円、雑
費が千六百六十四円、合計五千六百一
円となります。これに現行の所得税六
百三十三円、健康保険の掛金の百六十五
円、厚生年金保険の掛金の九十円、失
業保険の掛金の五十九円、このような
控除金の合計が九百七十七円でありま
す。これを生計費五千六百六十円に比
べますと、六千七百八十八円という数字が
出て参ります。これは東京都のものでござ
いますから、全国的なものに直すのに
は昭和二十四年度五年度の特別CPSを
使つて直したわけでありまして、それで
各府県の最低指数の町の平均は、八二・

二%でございますから、その生計費は
四千二百三十二円となります。これに
控除金を加えて最低賃金が四千九百八
円としたのでございまして、最低賃金の
基礎に關しての考え方いろいろあり
まして、なか／＼その程度を決めるこ
とは困難かと思ひますが、一応この最
低賃金案によりまして、最低賃金の生
計費は四千四四円程度と見ますので、こ
の線まで免税する、つまり基礎控除をこ
こまで引上げるめどにしたいと思いま
す。

次に、四千円程度に基礎控除の引上
げ方を従来の政府のやり方をみてお
りますと、大体公定物価を引上げてそれ
をカバーすることを名目に引上げて
来たように見受けられます。

これは千八百円ベースであります。二
千九百円ベースのとき、三千七百円ベ
ースのときにもそうだったと思ひま
す。従つて建前としては物価を追い
かけておりますから、生活を楽にするよ
りも苦しくなるのを防ぐというよう
な消極的なものだと考えております。今
度も政府の説明を新聞で見ますと、月
給一万二千五百円の妻と子供の二人の
場合は、税は二百七十円減り、家計費
は二・三八%プラスになり、お米の値
上りが一・四六%響いても一%程度生
計費は楽になるとあります。併しこれ
はお米だけのものではあつて、その他の
ものの値上りには触れておりません。
併し他方酒税とか物品税の軽減、或
いはビスとか、ひかりが値下りになる
というのを伺つておりますからして、
来年度これらのプラス、マイナス
が生計費にどのよう響いて来るかと
いう計算は細かくまだできておりませ
ん。ただ六月の朝鮮の動乱以後の物価

の動きを見ますと、先程申し上げまし
た東京都の最低生活費の各項目別に、六
月以降八月までの期間について日銀の
小売物価の上昇率を掛け、住居費が
二・五倍の値上りとして計算いたしま
すと、約二千円ほど増加し、パーセン
テージにして四〇%程度になつてお
ります。それでこれを大体の基礎にいた
しまして、東京地方の総同盟傘下の労
働組合におつては賃金値上を要求いた
しております。それは大体八千円ベ
ースのところまで三割乃至二割といふもの
でございまして、大体二割程度を獲得
いたしております。これは経営者側も
この程度のものであると認めておるといふこ
との客観的な証明になるのではないかと
考へております。少く見積つて
一割五分程度の物価上昇として、こ
れに伴つて賃金が上昇するのに対して
労働控除が従来通りといたしますとす
れば、どうしても税負担が担税能力と
比べて過重となりまして、従つて生計
指数の上昇に応じて基礎控除をスライ
ドする必要があると思ひます。労働者
の生活の様子を聞いて見ますと、高
いのは一万七、八千円ベースのところ
もありません。少いところでは七千円ベ
ースのところもありまして、まち／＼
であります。どこをとつたらいいか
といふことは見当が付きませんので、
全国的に見れば、やはりCPSで行く
ことになりまして、それと労働省発表の
毎月の勤労統計と比較しまして、実質
賃金の動きを見ると、生活は確かに楽
になつて来ております。例えば主食に
従来じゃがいもや「さつまいも」を
取つておつたのがメレンゲ粉を食べる
ようになったとか、或いは、うどんに
何んにも入れなかつたのに小間切れを

入れて食べるようになったという程度
に多少はよくなつております。特に今
年の七月は、これはボーナスの月でござ
いますから、実質賃金指数が一番ビク
になつております。其の後多少下りま
して、大体一、二月頃の程度のところ
にとどまつておるようございまして、併
しこのようになつたと申ししましても、
労働者の生活はまだ戦前に比べて七〇
%のところには回復してはおりません
からして、この程度の回復では十分だ
とは申せません。それから最近では労働
生産性がずつと伸びて来ておりますか
らして、それに対して生活が逆に下る
というふうなことでございましては矛
盾が生じますし、労働者の手に報いる
といふことにならなかつたと思ひます。
従つて基礎控除の引上げが生活費の増加
を軽減するといふ消極的な建前である
といたしましても、働く者の生活を守
るといふ意味からいへば、今後の物価
の動向をより正確に把握して、その上
に立つて労働者の生計費負担増加をカ
バーする程度に基礎控除を引上げるべ
きである。従つて基礎控除を生計費に
スライドさせて引上げて来れば、今日
のような労働者側の負担過重というよ
うなことはなかつたと思ひます。そう
して総同盟の案による最低生活費四千
円としてこれを免税する。改正案によ
ると四千円月収で單身者は八百十三円
の負担となります。今度が三〇%の軽
減でありますから、あと七〇%軽減す
れば四千円が免税となります。改正案
によると、三万円で月に二千五百円、
これで勤労控除を入れますと、二千九
百四十円程度がまあ免税になります
から、もう千円ほど増して頂きたい。
次に扶養控除ですが、これを基礎控

除の半分にしたのは、生計費から見
て妥当だと思ひます。これは我々の主張
が通つたのではないかとと思ひます。そ
して扶養控除も基礎控除の半額、二千
円程度にしたいと思ひます。

次に勤労控除ですが、今度の改正で
はこれについては触れておらないよう
でございまして、勤労所得といふもの
の性格を考慮し、現行の一五%をもとの
五%に引上げるようにして頂きたいと
思ひます。で労働組合でも組合費の集
りが悪いので組合費を高くしてはどう
か。それからそういう意見に対して納
入の歩合が悪いのだから、完全徴収の
方が先だ。そうすると納入成績のいい
ほうはそれで損をするといふのでござ
いまして、従つてこの要綱にありま
すように、昭和二十五年度の租税及び印
紙収入補正予算について見ますと、
所得税のうち源泉の分は当初予算額が
九百八十三億で、現行法による場合の
収入見込額二千二百三十九億で五十六億
円減額しても、尚千八百八十三億とな
り、見込より二百億の増加であり、そ
の大部分が勤労所得税であると思われ
ます。然るに申告の分は千五百三億の
見込が千七百七十一億に減つておりま
す。このように源泉課税の方はきちん
と取られる上に増加しており、他方申
告の方は申告漏れがあるとされ、国民
所得推計についても、ヒューバー博士
が個人業主所得の見積りが少いとされ
ていることなども考え合せましたし
て、もつと正確に把握する必要があります
り、その上で勤労者中小業者の負担
の均衡を計るべきものであり、それ
らを考へても勤労控除を更に一〇%程
度引上げる必要があると思ひます。
それから税率につきましては、二〇

％に引上げる前には一八％であつたと思ひます。それで戦前千二百円までは免税であつたことを考えれば、この最低の線を一つと下げてもよいのではなかつたかと思ひます。それからこれと関連しまして、戦前の千二百円は、物価が二百五十倍とすれば、三十万円となりまして、年收三十万円までは勤労控除をすべきであると思ひます。つまり最高三千七百五十円までに引上げではどうかと思ひます。

それから酒と砂糖は双方甘党と辛党と両方に恨まれぬように軽減したことはよいと思ひますが、ここで希望したいことは、従来の労働者用物資というものは統制が外れて来て、余り効果があつたて来たようではあります。勤労者のサービスの特に考慮して頂きたいと思ひます。

それから物品税については、奢侈品には高く、日用品等の必需品については軽く、或いはなくする方針をとるべきだと思ひます。

それから国税と地方税との双方を眺み合せて考えて、一方で軽くし、一方で高くするというようなことのないようにして頂きたい。

それから労働組合、協同組合、それから最近始まりました労働銀行というところには免税し、或いは軽減する。或いは特別な措置を講じて頂きたい。税制は取る方権の半面でありまして、一方使つたといふことも、出す方の分とマッチしないといふこと、思ひます。労働組合でも組合費が少いからサービスがでない。いやサービスしないから会費を出さないといふようなことが言われますが、サービスすればやはり組合費も多くなると思ひま

す。これも当然国家のことにも当てはまるわけでありまして、最近では資本蓄積、資本蓄積といふことが大分いわれ、これが神聖不可侵のようになつておられますが、併し、それを俗な言葉でいへば、金を蓄めるとか残すとかいふことでございまして、そういう最近の景気で思わぬ儲けをしたり、投機的な利益を上げたりする向きには、悪銭身に付かずと申しますからして、これは超過利益税のようなものを設けて、社会保険制度の実施とか、或いは減税に充てたらどうかと思ひます。そうしてドツジ・ライオン以後、実際に国の財政とか会社の会計は赤字になつて来ておりますが、働くものの家計は依然として赤字であります。まして賃金遅延とか、失業者の生活は悲惨なものです。これは社会不安の根因でありますからして、この不安の根因をなくすため、社会保障制度の実施を十分にいたして頂きたいと思ひます。で福祉国家の実現こそ民主国家、平和国家の建設だと思ひます。

従つて金を取るほうにも、出すほうにもそのような精神というか、魂を入れて、つまり財政を国民所得の再分配の挺子にするように望みます。

それから最後に勤労所得税の場合には天引ですが、地方税の場合には天引でないで、労働組合では税金引当の預金をしたり、納税組合を作つたり、組合で組合員の分を一括して手数料を貰うというふうなことをいたしまして、納税に協力して貰う。従つて各人の分は天引だからというふうなことでまあアイ・ジョー・ゴイングなことをせず、地方自治体で税金のゆくととか、いろいろなパンフレットを出して親切に説明しておりますから、政府でもこのよ

うに金の出入りについてもつと親切に国民に納税の行くような説明をする必要であると思ひます。

○委員長(小寺清一君) 何かお尋ねになることがございませうか。それでこれでは……。有難うございまして。次に東京新聞論議委員の福良俊之さん。

○公達人(福良俊之君) 私は簡単に意見を申し上げます。

現在税金が重いといふことは国民一般の声であります。そうして我々の生活実感といつたしましても、税金が非常に重いといふ感じを持つております。従つてこの際は一銭でも一厘でも減税されるということは誠に結構なことでありまして、その意味では私は今回の減税案に対しては賛成をいたしますが、

国税が軽減されましたも先程もお話のありましたように、地方税の部面でも相当の増徴が行われるのでありまして、国民個々の腰から申しますと、減税の恩恵を受ける人もある半面に、逆に税負担全体としては重くなる人も相当に出ておると思われるのであります。従つて今度の所得税の軽減につきましても、それと同じように地方税との関連を十分に検討して頂きたいと思ひるのであります。と申しますのは現在行われております地方住民税は、大体二十五年度におきましては、前年度の所得税額の一八％という税率が適用されておりますけれども、先程のシャウブ勧告によりまして、地方税法に規定されておる通りに課税総所得、或いは総所得額を住民税の基本にするようにすることが勧告されておるようでありまして、若し今の勧告の通りに課税所得額を基準にいたしました住民税が課

税されるということになりますと、今回の税法改正によりまして所得税において基礎控除が引上げられ、扶養控除が増額されましたも、これらの人々は地方税の住民税においては何ら恩恵を受けないという結果が出ないとも限らないのであります。従つて所得税に於いて軽減する場合に、この軽減が地方税にも及ぶように十分の御配慮をお願いしたいと思います。

次に酒税であります。酒税の軽減はこれは結構なことだと思ひます。税金が高いために密造酒が町に流れ込む。或いは税金を逃れるための各種の脱法行為が行われる。そのために国民の保健衛生の上にも害毒を流しておる事実があることはもう明らかに皆さんが御承知のことなのであります。従いまして、この酒税について今まで一般の物価に比較しまして相対的に高い価格になつておる酒の価格を酒税の軽減によつて引下げることができまさらば、誠に結構なことだと思ひます。お酒のことにつきまして私は素人なのでありますけれども、この際一つ酒税の確保という意味から考えていいいのではないかとこの知恵を授かりましたので、それを御披露いたしますが、現在の一級酒、二級酒の区別というものは大体任意格付によつて行われておるというものであります。併し一級酒になれば税金が高いのであります。二級酒になれば一級酒に比較して税金が安いです。そのことと一般の購買力とを合せて、実際にはいい酒を一級酒に格付をしないで二級酒として売られておる例が非常に多いと聞いておるものであります。勿論いいお酒が安く一般消費者に渡るということは結構なこと

でありまして、酒税を確保するという建前から申しますならば、当然一級酒であるものが二級酒ということであられるといふことは、国の税収を確保する面からいふならば、必ずしも好ましいことではないと思ひるのであります。そこで酒の格付について或る程度の考え方を定めて行かれたならば、一方で酒税を確保すると同時に、更に現在でも高い酒税を更に軽減することができるとはなかつたかと思ひます。それは單なる参考意見であります。

最後に物品税の軽減であります。先程も御指摘になりましたように、現在物品税が相当高率のものがある。従つてこの率をできるだけ下げ、そして一般消費者が安い価格で取得できるといふことになるならば誠に結構なことであると思ひます。併しこの際私どもが考えてみたいのは、この物品税の軽減、或いは改廃といふものがどういふ見地から考えられたかということでありまして、先般も物品税の一部改正が行なわれましたが、その際の考え方はいくとも物品税を改廃することによつて消費者の負担する価格を軽減する、或いは購買力の不振から売行の減少を見ておる産業に対して或る程度の刺激を与えるといふことが物品税軽減の一つの考え方の根拠になつておつたように思ひますのであります。併しその当時から見ますと、最近の経済事情といふものは可なり変化を来しておるようであると思ひます。物品税を軽減すること自体は誠に結構なものでありますけれども、軽減された物品税がその分だけ消費者が安く物品を手することができるとはなかつたか、むしろ

税されるということになりますと、今回の税法改正によりまして所得税において基礎控除が引上げられ、扶養控除が増額されましたも、これらの人々は地方税の住民税においては何ら恩恵を受けないという結果が出ないとも限らないのであります。従つて所得税に於いて軽減する場合に、この軽減が地方税にも及ぶように十分の御配慮をお願いしたいと思います。

次に酒税であります。酒税の軽減はこれは結構なことだと思ひます。税金が高いために密造酒が町に流れ込む。或いは税金を逃れるための各種の脱法行為が行われる。そのために国民の保健衛生の上にも害毒を流しておる事実があることはもう明らかに皆さんが御承知のことなのであります。従いまして、この酒税について今まで一般の物価に比較しまして相対的に高い価格になつておる酒の価格を酒税の軽減によつて引下げることができまさらば、誠に結構なことだと思ひます。お酒のことにつきまして私は素人なのでありますけれども、この際一つ酒税の確保という意味から考えていいいのではないかとこの知恵を授かりましたので、それを御披露いたしますが、現在の一級酒、二級酒の区別というものは大体任意格付によつて行われておるというものであります。併し一級酒になれば税金が高いのであります。二級酒になれば一級酒に比較して税金が安いです。そのことと一般の購買力とを合せて、実際にはいい酒を一級酒に格付をしないで二級酒として売られておる例が非常に多いと聞いておるものであります。勿論いいお酒が安く一般消費者に渡るということは結構なこと

でありまして、酒税を確保するという建前から申しますならば、当然一級酒であるものが二級酒ということであられるといふことは、国の税収を確保する面からいふならば、必ずしも好ましいことではないと思ひるのであります。そこで酒の格付について或る程度の考え方を定めて行かれたならば、一方で酒税を確保すると同時に、更に現在でも高い酒税を更に軽減することができるとはなかつたかと思ひます。それは單なる参考意見であります。

最後に物品税の軽減であります。先程も御指摘になりましたように、現在物品税が相当高率のものがある。従つてこの率をできるだけ下げ、そして一般消費者が安い価格で取得できるといふことになるならば誠に結構なことであると思ひます。併しこの際私どもが考えてみたいのは、この物品税の軽減、或いは改廃といふものがどういふ見地から考えられたかということでありまして、先般も物品税の一部改正が行なわれましたが、その際の考え方はいくとも物品税を改廃することによつて消費者の負担する価格を軽減する、或いは購買力の不振から売行の減少を見ておる産業に対して或る程度の刺激を与えるといふことが物品税軽減の一つの考え方の根拠になつておつたように思ひますのであります。併しその当時から見ますと、最近の経済事情といふものは可なり変化を来しておるようであると思ひます。物品税を軽減すること自体は誠に結構なものでありますけれども、軽減された物品税がその分だけ消費者が安く物品を手することができるとはなかつたか、むしろ

税されるということになりますと、今回の税法改正によりまして所得税において基礎控除が引上げられ、扶養控除が増額されましたも、これらの人々は地方税の住民税においては何ら恩恵を受けないという結果が出ないとも限らないのであります。従つて所得税に於いて軽減する場合に、この軽減が地方税にも及ぶように十分の御配慮をお願いしたいと思います。

次に酒税であります。酒税の軽減はこれは結構なことだと思ひます。税金が高いために密造酒が町に流れ込む。或いは税金を逃れるための各種の脱法行為が行われる。そのために国民の保健衛生の上にも害毒を流しておる事実があることはもう明らかに皆さんが御承知のことなのであります。従いまして、この酒税について今まで一般の物価に比較しまして相対的に高い価格になつておる酒の価格を酒税の軽減によつて引下げることができまさらば、誠に結構なことだと思ひます。お酒のことにつきまして私は素人なのでありますけれども、この際一つ酒税の確保という意味から考えていいいのではないかとこの知恵を授かりましたので、それを御披露いたしますが、現在の一級酒、二級酒の区別というものは大体任意格付によつて行われておるというものであります。併し一級酒になれば税金が高いのであります。二級酒になれば一級酒に比較して税金が安いです。そのことと一般の購買力とを合せて、実際にはいい酒を一級酒に格付をしないで二級酒として売られておる例が非常に多いと聞いておるものであります。勿論いいお酒が安く一般消費者に渡るということは結構なこと

でありまして、酒税を確保するという建前から申しますならば、当然一級酒であるものが二級酒ということであられるといふことは、国の税収を確保する面からいふならば、必ずしも好ましいことではないと思ひるのであります。そこで酒の格付について或る程度の考え方を定めて行かれたならば、一方で酒税を確保すると同時に、更に現在でも高い酒税を更に軽減することができるとはなかつたかと思ひます。それは單なる参考意見であります。

最後に物品税の軽減であります。先程も御指摘になりましたように、現在物品税が相当高率のものがある。従つてこの率をできるだけ下げ、そして一般消費者が安い価格で取得できるといふことになるならば誠に結構なことであると思ひます。併しこの際私どもが考えてみたいのは、この物品税の軽減、或いは改廃といふものがどういふ見地から考えられたかということでありまして、先般も物品税の一部改正が行なわれましたが、その際の考え方はいくとも物品税を改廃することによつて消費者の負担する価格を軽減する、或いは購買力の不振から売行の減少を見ておる産業に対して或る程度の刺激を与えるといふことが物品税軽減の一つの考え方の根拠になつておつたように思ひますのであります。併しその当時から見ますと、最近の経済事情といふものは可なり変化を来しておるようであると思ひます。物品税を軽減すること自体は誠に結構なものでありますけれども、軽減された物品税がその分だけ消費者が安く物品を手することができるとはなかつたか、むしろ

価格の部面においては物品税の軽減されただけが生産者の利潤を増加するという方向に向わないとも限らないのでありまして、それらの点を十分に考慮することが必要だと思ふのであります。

簡單でありますけれども私の考えておることを申述べました次第であります。

○委員長(小串清一君) 御質問はありませんか。……それでは御苦労さんでございました。公聴会は本日この程度で終りたいと存じます。

午後三時七分散会

出席者は左の通り。

委員長

小串 清一君

理事

大矢半次郎君

木内 四郎君

委員

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

九鬼紋十郎君

黒田 英雄君

清澤 俊英君

松永 義雄君

小林 政夫君

小宮山常吉君

高橋龍太郎君

油井賢太郎君

公選人

経済団体連
合会理事

内山 徳治君

日本中小企業
連盟常務理事

稲川 宮雄君

日本労働組合総
同盟出版部長

高戸義太郎君

東京新聞
論説委員

福良 俊之君

十一月二十九日本委員会に左の事件を付託された

一、酒税法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は十一月二十八日)

昭和二十五年十二月九日印刷

昭和二十五年十二月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所